

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：10102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26760017

研究課題名(和文) 移住労働女性のこどもと宗教的禁忌に関する研究 インドネシア西ジャワ州を事例として

研究課題名(英文) The Stateless children, Migrant domestic workers and Cultural citizenship in Cianjur, West Java

研究代表者

平野 恵子 (HIRANO, KEIKO)

北海道教育大学・教育学部・特任准教授

研究者番号：50615135

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：インドネシアは世界的に見ても出生未登録児童の数が多く、2013年時点で2400万人の児童が未登録であるとされるが、実態は不明のままである。本研究では、移住家事労働者送り出し地域であるインドネシア西ジャワ州チアンジュール県を調査地として、移住家事労働者の越境就労の帰結として出生した子供の登録に関し以下を明らかとした。第一に出生登録にジェンダー差があること、第二に、登録の実践には、移住家事労働者世帯へのスティグマ付与が関係しており、先行研究で指摘されてきた国籍付与の問題というよりも、文化的なシティズンシップの問題として捉えることが肝要である。

研究成果の概要(英文)：Indonesia is currently looking at a world-high number of stateless children, with some 24 million children without birth registration as of 2013, although the exact numbers remain unclear. This research considers the citizenship of “stateless child” of women’s migrant domestic workers’ based on fieldwork in Cianjur, West Java, and shows local concerns and experiences about the global phenomenon of stateless children. Main research findings are, 1) there are gender gaps in biological child registration. Girls are not registered as a biological child rather than their brothers. 2) Contempt for these children is consecutive stigmatization against poor female migrant domestic workers, husbands of domestic workers, and children called “anak haram.” In response to these stigmas, many migrant women choose to make their children socially invisible through birth registration falsifying their hereditary status.

研究分野：社会学 ジェンダー研究 インドネシア地域研究

キーワード：移民 家事労働 シティズンシップ こども 身体の政治 インドネシア

## 1. 研究開始当初の背景

「移動の女性化」の進展につれ、インドネシア人移民送出しのコミュニティでは出生未登録の子供の存在が注目されるようになってきている。

インドネシアは、2006年に国籍法が改正され父母両系主義となり、選択制が導入されたことから、これまで指摘されてきたインドネシア人の母親と外国人の父親という組み合わせのため未登録となっていたケースの減少が予見された。改正の経緯は、従前の父系制血統主義では、インドネシア人女性と外国人男性を親として出生したこどもは父親の国籍となり、グローバル統治の結果としての子供保護法との兼ね合いからその調整が必須となっていたことによる。その後の改正法によりこどもは両親の国籍を自由に選択可能となり、両親が離婚した場合も現在の国籍とは無関係に、両親の国籍を選択可能となっている。さらに母親がインドネシア人である子供は、申請すれば必ずインドネシア国籍取得が認められると規定された。

しかしながら実態として、出生未登録のこどもは、申請者の調査地である西ジャワ州チアンジュール県チピノン市においてもみられる。前科研(「インドネシア人移住労働者<世帯>のジェンダー力学——「ドサ」・「ハラム」とケア」、科学研究費補助金 研究活動スタート支援:課題番号 23810008 研究代表者:平野恵子)の調査過程で明らかとなったように、調査地には、母親の越境就労の帰結としての出生未登録状態の子供が存在しており、出生証明書の取得にあたって何らかの困難に直面している、と推定された。同地においては、家事労働者として就労した女性が離婚ないし強制送還によって妊娠した状態で帰国し、出身コミュニティで出産するケースが散見される。多くの場合、こうした経緯で出生したこどもたちは、多くの場合母親が再度越境就労することから祖父母や親戚によって養育されているが、主として単身で渡航する移住女性に対する宗教的言説を用いたスティグマ化の傾向から、婚姻証明書が要求される進学が困難な場合、進学を断念するなど、こどもの存在が不可視化される状態にあるのではないかと、この研究課題を設定するにいたった。

以上を踏まえ、本研究ではこれまでの研究成果を有機的に展開し、越境就労の帰結としての子供達の存在、特にインドネシア人移住家事労働者のこどもたちのシティズンシップに着目し、調査地で活動する移住家事労働者支援 NGO の協力を得て、登録状況の把握を第一の目的として、本研究課題を設定することとした。

## 2. 研究の目的

本研究は、以下の問いに答えることを具体的な目標とした。

(1) 具体的な登録状況の把握。また登録する、しないことの親の選択やそれを許す条件は何か。

(2) 調査地で展開されている、女性の単身の移住労働に対するスティグマ化の言説と、こどものアイデンティティ形成との関連性。これは、こどもたちの存在と彼らの母親である移住女性の身体表象との関連性を考察することでもある。すなわち、越境就労の帰結としてのこどもたちのシティズンシップの有り様を、送出し社会におけるミクロレベルのジェンダー力学を国家と地方自治体、宗教組織、そしてこどもが養育されるコミュニティという3つの空間における相互作用を踏まえ明らかにすることを目的とした。

(3) 概念整理。未登録児童のシティズンシップに関する概念整理を、文献調査を通しておこなう。

ここで当初の仮説は以下のようなものであった。

これまでのフィールドでの参与観察、また申請者の調査地で移住家事労働者への支援をおこなっている NGO (Solidaritas Buruh Migran Cianjur) の経験から、越境就労の結果としての子どもたちは、出生未登録の割合が多い。未登録であるがゆえに、就学や進学の際に困難を抱えている。移住家事労働者である母親へのスティグマ付与がこどものアイデンティティ形成「よそ者」「家事老労働者の、アラブのこども」と呼びかけられることに影響を及ぼしている。

## 3. 研究の方法

以上を明らかにするために、次のように研究を実施した。

(1) 実態の把握: 2000年以降現地で移住家事労働者支援をおこなう NGO においても調査地の実態は把握できておらず、経験に基づく推測のみが現状であることから、登録状況を把握する。チアンジュール県レベルにおいて、母親のみで出生登録された子供の数を統計的に把握する。

また、宗教指導者、学校関係者、地方自治体、労働・移住省や内務省等の関係省庁に聞き取り調査をおこなう。

(2) こどものアイデンティティ形成に関する項目：こどもへの非指示的面接を実施する。実施に関しては、現地移住家事労働者支援 NGO の協力を得る。

#### 4. 研究成果

インドネシアは世界的に見ても出生未登録児童の数が多く、2013 年時点で 2400 万人の児童が未登録であるとされるが、実態は不明のままである (Unicef 2013)。こうした状況に、インドネシア政府は応急的に対応してきた。たとえば、2013 年には、移住家事労働者が湾岸諸国での就労の結果出産した子供 6000 人に対し、インドネシア政府が出生証明書を発行した。また 2016 年には、社会省大臣による大規模な特例措置がなされ、就労先での望まない妊娠により出生した東ジャワの子供たち 2000 人に出生証明書が付与された。先行研究は、こうした実態を踏まえ主として子供の権利の側面から議論を展開している (Ball, Butt and Fox 2015; Chang 2016)。

調査地のチアンジュール県は、西ジャワ州で 4 番目に移住労働者の送出しが多い地域で特に湾岸諸国への送出しが多数を占めてきた。本研究が焦点を当てた出生未登録が問題となるのは、2012 年から出生登録が厳格化されたことに関係する。登録がオンライン化されたことにより、それまで慣習とされてきた公立学校への入学要件の出生証明書提出が厳格化され、出生未登録児童の進学が困難になることが予想された。

しかしながら、聞き取りを中心とした現地調査では、以下のことが明らかとなった。

(1) 仮説に反して出生登録している割合が多く、当初想定された進学上の困難は、当事者の実践によって回避されており、進学を阻害する要因としての未登録の問題は、当初想定していたより少なかった。

また、出生登録の際には、父親欄に便宜的に母親の兄や叔父等の名前を借り記載する場合はほとんどであった。

(2) しかしながら、出生登録にあたってはジェンダー差がみられることが明らかとなった。男児であれば、父親欄に関係者いずれかの名前を借り、両親の揃った子供として登録されるが、女児であれば里子に出される傾向がみられた。その理由として、婚姻や遺産相続に付随する金銭的成本が挙げられた。

(3) 一方で、チアンジュール県全体の統計調査では、父の欄を空欄としての登録にジェンダー差はほとんど見られない (2016 年 5 月現在チアンジュール県全体で、女児 12749 人、男児 13432 人)。

(4) また、非嫡出子に関し何を禁止事項 (Haram) と捉えるかで、調査地であるチアンジュール県南部と都市部では宗教指導者の解釈に大きな隔たりがあり、自身の妻が移住家事労働者であった調査地の宗教指導者は、性的虐待等による出生は、宗教的な禁止事項とは言えないと解釈するなど移住家事労働者の実態に沿った回答が得られた。

(5) 「アラブの子ども」といった子供たちへのスティグマ付与は、「かわいそうな」家事労働者、「家事労働者の夫」という移住家事労働世帯への一連のスティグマ付与と捉えることが可能だろう。両親のある子どもとして出生登録することで、移住女性は家事労働者の子供を社会的に不可視化する実践を、戦術としておこなっていることになる。したがって、出生登録の問題は、従前の先行研究で指摘されている国籍付与というよりも、2012 年の憲法裁判所決定を経て、文化的シテイズンシップの問題として捉えられるべきである。

移住家事労働者の子供たちの存在は、移住家事労働者支援の NGO においても、経済的に困窮し、道徳的にも無視された移住家事労働者たちの問題として単純に理解されている。父親欄を関係者の名前を借り、両親が揃ったこどもとして登録する親たちの実践は、「かわいそうな」家事労働者への呼びかけを戦略的にずらす一方で、「欠けることのない家族」という道徳的風景に移住家事労働者の子供たちをほめこんでいく。存在しているにもかかわらず、社会的に不可視化される子供たちには、植民地時代の「混血児」でもなく、通常用いられる *anak haram* (不義の子) や *anak arab* (アラブの子) でもない別の名前が必要なのではないだろうか。

#### 引用文献：

Ball Jessica, Leslie Butt, Harriot Beazley, & Natasha Fox, 2015, "Advancing Research on 'Stateless Children: Family Decision Making and Birth Registration among Transnational Migrants in the Asia-Pacific Region'" ([www.uvic.ca/research/centres/capi/assets/docs/working-paper/Butt\\_etal\\_Working\\_Paper\\_2.pdf](http://www.uvic.ca/research/centres/capi/assets/docs/working-paper/Butt_etal_Working_Paper_2.pdf))

Chang, H. Sharon, 2016, *Raising Mixed Race; Multiracial Asian Children in a Post-Racial World*. New York: Routledge.

Unicef, 2013, *Every Child's Birth Right: Inequalities and trends in birth registration*. New York: United Nations Children's Fund.

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

(1) HIRANO, Keiko, 2015, "When Working Abroad Becomes a "Dosa (Sin)": The Impact of Women's Migrant Domestic Labor on the Gender Relations in Rural Indonesia", *Revue européenne des migrations internationales (REMI)*, 31(1): 57-79. (査読付)

(2) 平野恵子, 2015, 「書評「ナイラ・カビール著 遠藤環・青山和佳・韓載香訳、『選択する力——バングラデシュ人女性によるロンドンとダッカの労働市場における意思決定』」『大原社会問題研究所雑誌』702: 52-56. (依頼原稿)

〔学会発表〕(計 4 件)

(1) HIRANO, Keiko, 2017, "The 'Stateless children', Migrant domestic workers and Cultural citizenship in Cianjur West Java", The 3rd International Indonesia Forum for Asian Studies Conference (IIFAS 2017) "Borderless Communities and Nation with Borders: Challenges of Globalization", panel on Gender in Globalizing Asia, February, 9, 2017, at Universitas Islam Indonesia (Yogyakarta, Indonesia).

(2) 平野恵子, 2016, 「国際労働力移動と非嫡出子に関する包摂と排除の実践——インドネシア西ジャワ州の事例から」国際ジェンダー学会 2016 年度大会, 2017 年 9 月 11 日, 一橋大学(東京都国立市)

(3) 平野恵子, 2014, 「インドネシアから湾岸へ——家事労働者として働きに出ること」立教大学ジェンダー・フォーラム, 2014 年 10 月 29 日, 立教大学(東京都豊島区)

(4) 平野恵子, 2014, 「移住産業と家事労働者の身体——ジャカルターアブダビにおける家事労働者派遣業を事例として」アジア政経学会, 2014 年 10 月 18 日, 防衛大学校(神奈川県横須賀市)

〔図書〕(計 1 件)

(1) 平野恵子, 2015, 「社会開発の福祉学」『コラム ジェンダーと開発』佐藤寛・浜本篤史・佐野麻由子・滝村卓司編, 『開発社会学を学ぶための 60 冊』, 国際開発ジャーナル社, 248 (86-88, 180).

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平野 恵子 (Hirano Keiko)

北海道教育大学・教育学部・特任准教授  
研究者番号: 50615135